

2024年 11月 1日

キャッシュカードによる「ATM振込」及び「ATM引き出し」の 限度額変更について

島根中央信用金庫(理事長: 福間 均)は特殊詐欺被害防止を目的として、キャッシュカードによるATM取引の限度額変更を実施させていただきます。

キャッシュカードを詐取し、ATMで多額の現金を引き出す等の特殊詐欺被害が全国的に増加していることから、お客様の大切なご預金をお守りするために実施するものです。何卒、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

記

1. 実施日

2024年11月20日(水)

2. 実施内容

個人(個人事業主を含む)のお客様の1日当たりの利用限度額は、振込、引き出しの合計で100万円です。利用限度額に加えて年齢とご利用実績に応じ、新たに次の制限がかかります。

(1) 振込

対象: 個人および・個人事業主のお客様

	変更後	変更前
振込限度額	1日の限度額 20万円	1日の限度額 0円
対象年齢および条件	65歳以上かつ1年以上ATM振込の利用がない方	70歳以上かつ1年以上ATM振込の利用がない方※

※引きつづき1日の限度額0円となります

(2) 引き出し

対象: 個人のお客様(個人事業主のお客様を除きます)

	変更後	変更前
引出限度額	1日の限度額 20万円	1日の限度額 100万円
対象年齢および条件	65歳以上かつ1年以上ATM引き出しの利用がない方	年齢制限なし

○上記の取引制限の解除を希望される場合は、お届け印鑑と本人確認書類をご準備のうえ、窓口までお申し出ください。

以上



本件に関するお問い合わせ先
島根中央信用金庫
事務部 事務管理課
TEL (0853) 20-1000

※ 「ユースエール認定制度」とは、若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が認定する制度です。

